

住民監査請求に係る監査結果報告書

((仮称) 新泉大津市立病院整備事業に係る基本設計費の支出差し止め
及び「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」の破棄
に係る住民監査請求)

泉大津市監査委員

目 次

第1	請求の受付	1
1	請求人	
2	監査請求書の提出	
3	請求の要旨	
4	請求の要件審査	
第2	監査の実施	2
1	監査対象事項	
2	監査対象部局	
3	請求人の証拠の提出及び陳述	
4	関係対象部局に対する事情聴取	
5	関係対象部局の見解	
第3	請求内容に係る事実経過	8
1	令和元年10月28日 議員総会	
2	令和元年12月11日 議員総会	
3	令和元年12月25日 「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」の締結	
4	令和2年2月1日 広報いずみおおつ2月号特集記事掲載	
5	令和2年2月13日～ 「地域医療連携体制強化構想(案)」のパブリックコメント募集	
6	令和2年2月25日 第1回定例市議会において(仮称)新泉大津市立病院整備事業に係る基本設計費予算案上程	
第4	監査の結果	8
第5	結論	11
第6	意見	12

1 請求の受付

1 請求人

(氏名省略)

2 監査請求書の提出

令和2年3月23日

3 請求の要旨 (原則として原文のとおり。)

(1) 趣旨

監査委員は、泉大津市長に対し、(仮称)新泉大津市立病院整備事業にかかる基本設計費の支出を行わないようにするための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

社会医療法人生長会との「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」を破棄するために必要な措置をとることを勧告するよう求める。

記

1 (仮称)新泉大津市立病院整備事業にかかる基本設計費予算

¥164,316,000円の支出を差し止め

2 「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」

令和元年12月25日に締結した基本合意書の破棄

(2) 理由

泉大津市(以下、「市」という。)は、令和元年12月25日に社会医療法人生長会(以下、「生長会」という。)との「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」を締結した。また、令和2年2月定例議会において、令和2年度の予算として生長会との合意に基づき、(仮称)新泉大津市立病院整備事業(以下、「新病院」という。)にかかる基本設計費¥164,316,000円の予算計上を行なった。

市は、平成26年度に「泉大津市参画及び協働に関する条例」を制定し、平成27年4月1日より施行している。本件では、市民生活に重大な影響を与える市立病院に係る事業であるにも関わらず、市民参画の機会を与えることなく、生長会との基本合意書を締結したことは、この条例に違反し違法である。また、違法に締結した合意書に基づき、令和2年度予算に新病院建設の基本設計費を計上した行為は違法であり、予算の執行を停止すべきである。

【泉大津市参画及び協働に関する条例】

第2章 市民参画

第8条 市は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行おうとするときは、市民参画の手続きを実施しなければならない。

本件では、同条第1項(2)、(3)及び(4)により市民参画の手続きを実施しなければならない。

「対象となる理由」

- ・現市立病院の利用に関して市民は、著しく権利の制限を受ける。
- ・新病院建設は、広く市民の利用に供される大規模な施設の設置される場合に当たる。
- ・現市立病院の変更と新病院建設は、広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入及び改廃の場合に当たる。

また、基本合意書締結までのプロセスは、密室による協議であり、また、総合政策部長1名のみによる極めて独断的で非民主的な方法によるプロセスで合意締結した行為は、全体の奉仕者にふさわしくない非行にあたる。地方公務員法第30条サービスの根本基準に反し、第33条信用失墜行為の禁止に該当する。

(3) 結論

市は、違法な手続きにより行われた基本合意書の締結と基本合意書を実施するための予算計上を行った。よって、地方自治法第242条第1項の規定により、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

4 請求の要件審査

請求内容についての具体的な検討に先立って、本請求が地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年4月2日付けで受理する。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」の締結は「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」に違反しているか。

また、基本合意書の締結までのプロセスは、密室による協議であり、また、総合政策部長1名のみによる極めて独断的で非民主的な方法によるプロセスで合意締結した行為は、全体の奉仕者にふさわしくない非行にあたり、地方公務員法第30条サービスの根本基準に反するか、第33条信用失墜行為の禁止に該当するか。

2 監査対象部局

市立病院事務局、泉大津市総合政策部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

次のとおり新たな証拠の提出があり、同日付で受理した。

- (1) 住民監査請求に係る監査結果報告書（上條小学校3号館耐震補強工事に係る住民監査請求）の写し
- (2) （仮称）新泉大津市立病院建設基本設計業務委託公募型プロポーザル参加表明に関する質問書への回答の写し
- (3) 朝日新聞記事（官僚は「公共性の回路」を取り戻せ）の写し

なお、この陳述に際して関係職員4名（市立病院事務局長、市立病院事務局理事、政策推進統括監、政策推進課長）が立会いをした。

日時 令和2年4月24日（金）午後2時00分～2時37分

場所 泉大津市役所 3階 委員室

請求人から次のとおりの陳述があった。

本件については、令和元年12月25日に生長会と締結した基本合意書の事務執行に関する違法行為または不当な行為に関し監査請求を行うものである。タイトルは「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」となっているが、内容は非常に問題の多いものとなっている。

まず、1点目、現市立病院の小児・周産期センター化を約束している点である。現市立病院の赤字の原因の多くは建設費の借金であり、この返済は小児・周産期化されても減るものではない。それにも関わらず、ベッド数、入院患者数は大きく減らされるのは間違いなく、今までより収入が改善されるわけがない。現市立病院の経営がさらに悪化し、それを理由に市立病院を売却するのではないかということが透けて見える。何を根拠に小児・周産期センター化すれば経営が改善するのか。非常に問題な合意である。

2点目は、高度急性期病院を建設すると約束している点である。泉州地域では、高度急性期にあたるベッド数は不足していないため、高度急性期病院は、国からの認可はおりない。今回建設される病院は、あくまで急性期病院であり、急性期病院は、泉州地域では不足していないため、現市立病院と府中病院のベッド数を借りることになり、よって、現市立病院と何ら変わらないものであるにもかかわらず、あえて新病院を建設することは何ら意味がない。高度急性期病院を建設できないのであれば計画は止めるべきである。本来の目的は、病院を建てて生長会に経営を任せて、利益を得ようとしているのではないか。救急病院として新たに建てた病院の患者を回復期になれば府中病院に回して、府中病院で回復すれば、また、府中病院の関係する病院に回すという、生長会を儲けさせるための手立てではないか。これに公共性は一切ない。このようなことに、120億円という税金を使うことは許されるものではない。120億円も決まった額ではない。和泉市の市立病院では、150億円以上かかっており、それには医療機器は含まれて

いない。

3点目は、病院を運営する指定管理者として生長会を指定することを約束している。これは、競争入札の妨害になり、不正競争防止法違反である。多額の費用を要する施設を整備し運営する計画であるので、随意契約はできない。プロポーザル方式で考えているのだろうが、プロポーザル方式は、審査委員を行政の意向に沿う様に選定することができ、これにより、生長会を有利にすることが可能になる。そういう意味で、これは競争入札の妨害にあたると思う。

4点目は、三十合池公園の都市計画変更を約束している点である。これも市民合意がないまま都市計画や公園計画の変更を約束したことになる。11月26日に行われた都市計画審議会でも三十合池公園の縮小化が提案されている。その審議の中には、新病院建設の説明は一切ないまま、審議は終わられており、事務局の説明にも虚偽がある。公園整備マスタープランによる縮小と説明されているが、そのマスタープランにはどの公園に関しても、面積を縮小する計画はない。計画にあるのは、遊具を別の公園に移すというものである。このように真実を隠して決定されたものは、民法による錯誤にあたるので無効になるのではないかと思う。

5点目は、市が主体となって建設する新病院の建設にあたって、生長会の発言を認めている点である。生長会のための病院を造ることになり疑問が残る。

6点目は、建設費の負担を生長会は2分の1と約束している点である。このことから、生長会が指定管理者として指定されることが決まっているのではないかと思われる。負担割合についても何故2分の1なのか。和泉市立病院では、建設費は市が3分の1の負担、医療機器は指定管理者の負担になっている。この条件についても、生長会に有利なものになっている。また、生長会が持つ借地についても、今後、有償化を検討するとなっている。

生命と健康にかかわる重要な市立病院であり、これまで、市民への何の説明や情報公開も意見の募集もなく合意が進められたことは大問題である。

「泉大津市参画及び協働に関する条例」第2章第8条では、市は、次に掲げる事項を行おうとするときは、市民参画の手続きを実施しなければならないとなっている。今回の基本合意は、第8条(2)市の基本的な制度若しくは方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃、(3) 広く市民の利用に供される大規模な施設の設置にかかる基本計画の策定及び変更、(4) 前各号に掲げるもののほか、広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入及び改廃に該当するので、第9条、第10条の市民参画の方法をとらなければならない。この市民参画の方法がないまま、基本合意が締結されており、締結した行為は条例を無視した違法な行為である。

続いて、情報公開請求で、基本合意に至る経緯の交渉内容も知る事ができなかった。資料を付けているが、情報公開請求を2度行い、いずれも文章は作成していないということで、私は生長会との交渉記録・内容について知る事はでき

ず、私の知る権利が奪われ、精神的苦痛を受けた。これを確認していただきたい。これは、明らかに、意図して作成してこなかった、不作為の違法行為である。情報公開条例の趣旨からも、違法な行為であることは間違いない。また、総合政策部長が1名で対応を行ったと言われている。このことも、独断的で、非民主的で、密室での協議にあたり、全体の奉仕者としての公務員の立場にふさわしくない重大な非行的な行為である。今後、関係部局からの陳述で、パブリックコメントは実施したという話が出るかもしれないが、実施されたパブリックコメントは、「地域医療連携体制強化構想（案）」に対するもので、本件のすでに締結された合意書に関してのものではない。本件のものというのであれば、締結される前の段階でなければ、市民の意見を反映させることはできず、パブリックコメントを実施したということにはあたらない。そのため、基本合意を破棄しろと申し出ている。

同様に、新病院建設の基本設計についても、パブリックコメントの回答、意見の反映、改訂、市民説明会も実施されないうちに、プロポーザル方式での公募が実施されている。市民の意見は、無視されている。泉大津市参画及び協働に関する条例やパブリックコメントの趣旨とは違い、全くおかしいではないか。

次に、基本設計のプロポーザル方式の入札の質問に対する回答を付けているが、プロポーザル参加企業の方からの質問に対して、基本構想、基本計画は作成していないと回答があったり、診療科目も未定という回答があったりしている。どんな病院を作るのか。どんな病院を作ろうとしているのか。こんな状態で基本設計をプロポーザルするということは、時期尚早ではないか。

新型コロナ肺炎により、経済の先行きが見通せない状況で、近年まれにみる大型の予算を組み、公共事業を行おうということも一度立ち止まる必要があるのではないかとということも申し添えておく。

陳述後、陳述で主張のあった「総合政策部長が1人で対応したと言われている」旨の発言について、確認したところ「他の方が情報公開を請求された際に、その場で、そのように聞いた、言われた。」とのことであった。

4 関係対象部局に対する事情聴取

関係対象部局である市立病院事務局職員に対して、次のとおり事情聴取を実施した。

なお、この事情聴取に際して請求人が立会いをした。

日時 令和2年4月24日（金）午後3時00分～3時35分

場所 泉大津市役所 3階 委員室

事情を聴取した職員

市立病院事務局長、市立病院事務局理事、成長戦略統括監
政策推進課長

5 関係対象部局の見解

監査請求人は、「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」に照らしての違法性、また生長会との協議に係る過程を問題視し、令和2年度泉大津市一般会計予算に計上した（仮称）新泉大津市立病院整備事業に係る基本設計費予算の支出の差し止め及び基本合意書の破棄を求めているが、同条例第8条第1項第2号の「権利を制限する」とするのは、「市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」から一部の字句を抜き出したものであり、条例の制定又は改廃とは明らかに異なる本件事案には何ら関わりがないものである。

次に、同条例第8条第1項第3号における「広く市民の利用に供される大規模な施設」には、病院を含むものと解するが、これら施設の設置にかかる基本計画の策定及び変更を市民参画の対象とするものであり、「地域医療連携体制強化構想（案）」に対して、パブリックコメントを含む市民の意見聴取の機会を設けていることは、同条例の趣旨に則り適切に実施していると考ええる。

さらに、現市立病院の変更と新病院の建設は、広く市民生活に重大な影響を及ぼすものではあるが、本件事案が同条例第8条第1項第4号に規定する「広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入及び改廃」には該当しない。

最後に、生長会との基本合意書については、病床機能の統合、再編・ネットワーク化の方向性に係る打ち合わせを行い、昨年11月27日の地域における医療連携体制の充実・強化に向けてのトップ会談でその内容を確認した後、しかるべき決裁手続きを踏まえたうえで締結したものであり、市の1職員が独断専行したとする監査請求人の主張するところは、打ち合わせ記録がないことのみをもって、論理を飛躍させたものであり、事実と反しており、地方公務員法第30条や同法第33条に該当するものとは考えていない。

陳述後、監査委員から、今後の市立病院のあり方や現在の経営状況についての周知、府中病院と連携する根拠、現市立病院の資金不足額等の予測やそれによる影響、新病院建設の許可の見込み等の質問で次のとおり確認する。

(1) 市立病院の今後のあり方については、昨年2回にわたり市議会に対して内容を説明した上で、本年2月号、4月号の広報紙において今後の市立病院のあり方を含めた市の考え方を説明し、「地域医療連携体制強化構想（案）」について、パブリックコメントを実施し、54件（内連名1件）延べ55人から多くの意見をいただいた。

(2) 市立病院の経営については、収支改善のための取組みを間断なく実施してきたが、構造的、制度的、社会的な要因が経営改善の努力を上回る形で大きく影響し、このまま毎年度5億円もの赤字で推移すれば、新たな体制に移行するまで

の間に平成30年度末現在の11億円に加えて20～25億円もの赤字が累増することとなり、市全体の財政にも多大かつ深刻な悪影響を及ぼす恐れがある。

この度の構想(案)で示した中で、新病院については、その運営を指定管理者に委ねることで、一定の指定管理料に基づき安定的な経営の実現が期待でき、不安定な赤字経営からの脱却を図ろうとするものである。

(3) 平成30年度決算において11億円を超えた地方財政法上の資金不足額は、令和元年度でさらに約5億円悪化する見込みで、新たな体制に移行する令和5年度までの間にも累計で総額30億円を超える恐れがある。

現在の市立病院の経営状況とその見通しからは、これら巨額の不良債務を独力で解消する目処は全く立たないというのが実状であり、最終的には市からの補助金、繰入金に頼らざるを得ない。仮に、約5億円もの財源を市立病院の経営を支えるため、毎年度恒常的に支出していくとなると、子育て支援事業や教育・福祉施策等をはじめとするあらゆる住民サービスを縮小、廃止して捻出しなければならない。

(4) 現在の市立病院の経営状況については、毎年度の決算状況を広報紙で知らせているほか、このたびの構想(案)の中でもその厳しい状況を記述し、議会や広報紙を通じて市民に情報発信してきた。

(5) 生長会が経営する府中病院は、地理的に近接していることに加え、本市の市立病院と同様に周産期医療に相応の実績があるため、現在は競合関係にある類似する機能を統合・集約化していくことは、現在の市立病院の強みや特徴を生かしながら、持続可能な医療提供体制の強化、経営の安定化につながる唯一無二の方策として、生長会からの申入れを受けて、その考え方を整理したものが「地域医療連携体制強化構想(案)」である。

(6) 請求人は高度急性期医療をする病院を地域で建設することに関して国の許可が出ないと発言したが、病床機能の再編等については、泉州の二次医療圏において、地域医療構想調整会議で一定の合意形成が必要であり、現在の府中病院が持つ高度急性期や急性期のベッド数、それと市立病院が持つ急性期のベッド数を横にスライドする形で新たに病院を構成しようと考えており、現在、過剰となっている高度急性期や急性期のベッドを増やそうとする考え方ではないため、認められないものではないとのことである。

(7) 請求人が生長会との打ち合わせ記録、議事録等は作成していないため知ることができなかったとの発言については、基本合意書を作成する前段となる、それ

それぞれのトップ会談の状況というメモは提示してきた経緯があり、年を跨いでからは、合意書の具体的な中身、今後の進め方、設計の作業をどう進めていくのかということについて、今鋭意記録を作成しているが、それについては未だ請求をされていないとのことである。

第3 請求内容に係る事実経過

本請求に係る事実経過は、市立病院事務局から提出された資料及び関係職員の事情聴取等によれば以下のとおりである。

- 1 令和元年10月28日 議員総会開催 ①新病院の建設 ②市立病院の周産期医療及び小児医療への特化 ③府中病院との連携について説明。
- 2 令和元年12月11日 議員総会開催 「地域医療連携体制強化構想（案）」等について説明。
- 3 令和元年12月25日 「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」締結。
- 4 令和2年2月1日 広報いずみおおつ2月号で特集記事掲載
- 5 令和2年2月13日 「地域医療連携体制強化構想（案）」についてパブリックコメント募集
～3月12日
- 6 令和2年2月25日 第1回定例市議会において（仮称）新泉大津市立病院整備事業に係る基本設計費予算案上程

第4 監査の結果

- 1 「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」の締結は、「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」に違反し違法であるか。

(1) 当条例第8条第1項第2号について

本号は、市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃を行う場合に市民参画の手続きの実施を求めたものであるが、「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」の締結は、条例の制定又は改廃ではない。

また、これまで長期にわたり現市立病院の経営改善に取り組んできたところ

であるが、毎年市が多額の負担をしており、現行の運営方法では飛躍的な経営改善を期すことは難しい状況となっている。現状のまま推移すれば、将来にわたり市が毎年多額の負担を負い続けることとなり、各種の住民サービスが十分に提供できず、将来世代の権利を制限する可能性もある。

(2) 当条例第8条第1項第3号について

本号は、広く市民生活の利用に供される大規模な施設の設置にかかる基本計画の策定及び変更を行う場合に市民参画の手続きの実施を求めたものであるが、(仮称)新泉大津市立病院整備事業に関する基本計画はこれまで策定されていない。

一方、新病院の設置については、「地域医療連携体制強化構想(案)」として広報紙への掲載やパブリックコメントの実施により市民への説明や意見の募集を行ってきたところであり、市民の参画を不当に制約したといえるものではない。

(3) 当条例第8条第1項第4号について

本号は、広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度を導入及び改廃する場合に市民参画の手続きの実施を求めたものであるが、現市立病院の変更と新病院の設置は病院医療体制の再編成であり、制度の導入または改廃に相当しない。

また、新病院の運営は指定管理者が行うこととなるが、設置者は市であり、定期的な報告を受け、サービスの向上と改善を指導することも可能であり、指定管理者を監督し、適切な医療を市民に提供する責任を市が継続して有することとなる。

なお、広報紙への掲載やパブリックコメントの実施により市民への説明や意見の募集を行ってきたところであり、上記と同じく市民の参画を不当に制約したといえるものではない。

2 基本合意書の締結までのプロセスの問題について

請求人は、「基本合意書締結までのプロセスは密室による協議であり、また総合政策部長1名のみによる極めて独断的で非民主的なプロセスで合意締結した行為は、地方公務員法違反である。」と主張するが、基本合意書の締結は泉大津市文書規程に基づいた決裁手続きを経たうえで行ったものであり、さらに、令和元年12月11日の議員総会においても年内に基本合意書を締結する予定であると説明しており、総合政策部長のみの決定により行われたものではない。

また、請求人に確認したところ、当該主張は請求人自らその事実を確認したものではなかった。確認できていないことを事実と認定して住民監査請求にお

いて主張することは、住民監査請求の制度趣旨に反するものであると言わざるをえない。

3 基本合意書の締結について

多くの公立病院は、経営状況の悪化及び医師の不足等から、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にある。そのため、地域において公立病院が必要な医療を効率的、安定的かつ継続的に提供していくことが可能となるよう、国により公立病院改革が掲げられ、多くの公立病院が経営形態の見直しや地域の病院との連携・重複機能見直し等を進めているところである。

これまで相当期間にわたり、市立病院の経営改善に向け努力してきたところであるが、経営状況の改善には至っていない。「地域医療連携体制強化構想（案）」は、深刻な少子化が進行するなかで、市域のみに限定することなく、公立病院改革が求める地域医療の持続的な維持を図るため、公立病院・地域の病院を問わない連携による効率的な地域医療提供を目指したものである。生長会との連携を定めた「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」は、市立病院の強みである小児・周産期医療を担い、それ以外の医療は市立病院に隣接する生長会が担うことにより、互いの強みを生かした地域医療の持続的な提供を図ることを前提とした信頼関係の構築を目的として締結されたものであり、互いの意思を制約するものではないとする市の主張は理解できる。このことは、市民の要望を受け入れることも可能であることを意味する。

4 予算計上手続きについて

市は、令和元年10月28日と同年12月11日に議員総会を開催し、経営状況を含む市立病院の現状を報告するとともに、「地域医療連携体制強化構想（案）」を説明し、(仮称)新泉大津市立病院整備事業の基本設計業務委託料を予算計上し、予算審査特別委員会で審議されたのち市議会本会議で議決された。

5 陳述の内容について

(1) 新病院の建設費について

請求人は陳述において、新病院の建設費と和泉市の市立病院の建設費を比較するうえで、「和泉市の市立病院では、150億円以上かかっており、それに医療機器は含まれていない。」「和泉市の市立病院では、建設費は市が3分の1の負担、医療機器は指定管理者の負担になっている。」という発言があり、泉大津市が生長会と締結した基本合意書の負担率の2分の1は生長会に有利なものとなっていると主張した。

これについて和泉市に確認したところ、和泉市の市立病院の建設費用は総額で約151億2千万円であるが、内訳は、土地取得費用が約15億円、病院の

建設費用が約116億2千万円、医療機器約20億円である。そのうち、土地取得費用は市が負担したが、病院の建設費用と医療機器については事業債を発行し、償還時に指定管理者が2分の1を負担しているとのことであった。

このことは、間違った事実認定による誤った主張である。

(2) 三十合池公園の都市計画変更について

請求人は陳述において、三十合池公園の都市計画変更について「11月26日に行われた都市計画審議会では三十合池公園の縮小化が提案されている。その審議の中には新病院建設の説明は一切ないまま、審議は終わられており、事務局の説明にも虚偽がある。公園整備マスタープランによる縮小と説明されているが、そのマスタープランにはどの公園に関しても、面積を縮小する計画はない。計画にあるのは、遊具を別の公園に移すというものである。このように事実を隠して決定されたものは、民法による錯誤にあたるので無効になるのではないかと思う。」との主張があった。

三十合池公園の都市計画変更については、令和元年7月に公表された泉大津市公園整備マスタープランに基づいてなされたものである。マスタープランのなかで、三十合池公園についてはボール遊びが自由にできるグラウンド公園として整備し、遊びの機能は板原1号公園等周辺の公園に集約するとしており、遊びの機能のある部分については地図で示している。都市計画審議会では、まず、11月26日開催の第1回都市計画審議会において市の方針を報告し、2月10日開催の第2回都市計画審議会において審議のうえ、区域変更を決定しているものであり、一度の都市計画審議会において突然公園の縮小化が提案され決定されたものではない。また、請求人は、新病院建設の説明は一切なく事務局の説明に虚偽がある旨主張するが、本件は、あくまで本市における都市計画公園の区域変更であるため、本市における公園整備の方針を泉大津市公園整備マスタープランに基づいて説明しているものである。そもそも新病院の建設が計画される前に公表されたマスタープランによる公園区域の変更であるため、事務局の説明には虚偽がない。従って、「事実を隠して決定されたものは、民法による錯誤にあたり無効になるのではないか」という請求人の主張は何ら根拠のないものである。

第5 結論

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

結論として、市が社会医療法人生長会と「地域における医療連携体制の充実・強化に係る基本合意書」を締結したことは、「泉大津市参画及び協働の推進に関する条例」の規定に違反する事務処理は認められず、かつ、そのプロセスにおいても地方公務員法第30条及び第33条に反していない。さらに、正式な手続きに基づき、

(仮称)新泉大津市立病院整備事業の基本設計業務委託料が予算計上され、予算審査特別委員会で審議されたのち市議会本会議で議決されていることから違法な公金の取扱いはなく、請求には理由がないことから棄却する。本件請求に係る監査結果は以上のとおりである。

第6 意見

病院を取り巻く環境は激変しており、今後、公立病院が果たすべき役割が大きく変わる可能性もある。

市は、それらの環境変化に適時適切に対応し、現在の市民のみならず、将来の市民の健康・生命を守ることができるよう、引き続き効率的で持続可能な病院経営に努められたい。